

資料 1

用語説明

用語	意味
アナフィラキシーショック	アナフィラキシーの激しい場合で、じんましん・呼吸困難・下痢・低血圧などが起こり生命の危険をともなうもの。虫刺されやペニシリンなどの薬物によって起こることがある。
アレルギー反応	一種の免疫反応で、人の体には、細菌やウイルスなどの、体に有害な物質が入ってきた場合に、それを排除して、体を外敵から守るという働きが備わっている
栄養教諭	学校の児童・生徒への食に関する指導、学校給食の管理などを行う教諭 安来市では5人配置
学校給食法	学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として制定された法律
協働	行政と住民とが共通の目的を達成したり、課題を解決すること。
健康づくり応援店（外食栄養成分表示店）	定食などのおすすめメニューの栄養価が表示されたり、栄養や健康に関する情報を提供している店
健康やすぎ21（第1次計画）	健康増進法に基づく安来市の健康増進計画
（財）島根県学校給食会	主に学校給食の安心・安全な物資の安定供給を目的とした財団法人
歯周病	口腔内の歯周病原性細菌（歯周病を引き起こす細菌）によって引き起こされる感染症
思春期	人間の生殖機能、生理機能が成熟し、心身ともに子どもから大人に変化する時期
島根県食育推進計画	島根らしい食育の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため平成19年3月に策定された計画
就学前期	小学校に就学するまでの間の乳幼児
主食・主菜・副菜	主食…飯、パン、麺類など日常の食事の中心となる食物 主菜…肉、魚などを主材料とする、主食以外で食事の最も中心的な位置を占める料理 副菜…野菜や芋などを主材料とする、主食や主菜を補い、生かすような料理
小中高校期	小学校入学から概ね18歳までの期間
除去食	原因になる食品を取り除いた、食物アレルギーの食事療法
食育基本法	現在及び未来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に制定された法律
食育月間・食育の日	内閣府が、食育の普及を図るために、毎年6月を食育月間、毎月19日を「食育の日」として定めた月日
食育推進関連団体	食育を推進するボランティア団体 安来市食生活改善推進協議会・安来市健康推進会議など

食生活改善推進協議会	食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組むボランティア
食品添加物	食品の製造・加工・保存の過程で、品質・保存性の向上・着色などのために添加する物質
食品表示	食品に関するさまざまな情報を消費者に知らせるための表示。生鮮食品については名称・原産地、該当する場合は養殖などを、加工食品については品名・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者などを一括して表示する。
成人期	20歳前後から概ね64歳までの期間
地区健康推進会議	安来市健康推進会議の構成団体であり、各地区交流センター単位で組織し地区ごとの健康づくり活動に取り組んでいる
地産地消	その地域で作られた農産物や水産物を、その地域で消費すること
地場産物	島根県内（安来市内を含む）で収穫されたもの
長期休業	安来市の幼稚園・小学校・中学校において概ね以下の休業日の期間を言う 学年始休業日 4月1日から4月7日まで 夏季休業日 7月21日から8月31日まで 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
乳幼児期	乳児は満1歳に見たない者、幼児は、1歳以上小学校に入学するまでの者
8020運動	80歳で20本以上自分の歯を保つための運動
BMI	現在の日本で最も多く用いられている肥満の判定基準がBMI (Body Mass Index) BMI 22の場合を標準体重としており、25以上の場合を肥満、18.5未満である場合を低体重としている。 「BMIの計算式」 BMI指数 = 体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}
フッ化物洗口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法である
保育所保育指針	保育内容の質の向上を目的とした指針
マタニティ教室	妊婦のために行う妊娠中の生活や食事についての教室
安来市健康推進会議	健康づくりからまちづくりをめざした関係機関・団体で構成した組織であり、健康やすぎ21の推進母体である
安来市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）	少子化対策の一環として市町村が策定する計画
やすぎ直売組織ネットワーク	安来市内の野菜などの直販所で活動する団体で構成された組織
安来農林振興協議会	安来市における農林業の振興を図り、その発展と経営の安定に資することを目的とした、農畜林水産業の関係機関で構成された協議会（構成機関） 安来市・やすぎ農業協同組合・島根県東部農業共済組合・しまね東部森林組合・島根東酪農農業協同組合・伯太町茶農業協同組合・安来市農業委員会・島根県東部農林振興センター・中国四国農政局島根農政事務所・（財）安来ふるさと公社

資料2

安来市食育推進計画策定経過

時 期	内 容
平成22年6月 ～9月	食育推進計画作業部会（計3回）
9月	安来市食育推進計画策定委員会設置要綱施行
9月～11月	食育推進計画作業部会（計2回） 安来市食育推進計画策定委員委嘱・任命
12月	食育推進計画作業部会（計2回） 第1回安来市食育推進計画策定委員会
平成23年1月	食育推進計画作業部会（計2回） 第2回安来市食育推進計画策定委員会
2月	食育推進計画作業部会 関係機関ヒアリング 第3回安来市食育推進計画策定委員会
3月	食育推進計画作業部会 パブリックコメントの実施 第4回安来市食育推進計画策定委員会

資料3

安来市食育推進計画策定委員会設置要綱

平成22年8月30日
告示第107号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づき、市の食育推進計画を策定するため、安来市食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 安来市食育推進計画の策定に関すること。
(2) その他前号の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる機関等をもって構成し、委員15人以内で組織する。
(1) 中国四国農政局島根農政事務所
(2) 島根県松江保健所
(3) 島根県栄養士会安来地区会
(4) 安来市食生活改善推進協議会
(5) 安来市健康推進会議
(6) 安来市医師会
(7) 島根県歯科医師会安来支部
(8) やすぎ農業協同組合
(9) 安来市PTA連合会
(10) 安来市教育委員会
(11) 安来市
2 委員は、前項各号に掲げる機関等から選出された者を市長が委嘱し、又は任命する。
3 委員は、安来市食育推進計画の策定に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年9月1日から施行する。
2 この告示は、平成23年8月31日限り、その効力を失う。

安来市食育推進計画策定委員名簿

任期（平成22年11月1日～平成23年8月31日）

（敬称略）

機関・団体名称	委員氏名	備考
中国四国農政局島根農政事務所	須山 義 樹	
島根県松江保健所	坂本 弘 子	
島根県栄養士会安来地区会	井上 さくら	
安来市食生活改善推進協議会	岡崎 憲 枝	
安来市健康推進会議	三鳥 俊 夫	
安来市医師会	杉原 徳 郎	
島根県歯科医師会安来支部	吉田 敬	
やすぎ農業協同組合	二岡 ユ リ	
安来市PTA連合会	作野 幸 憲	会長
安来市教育委員会	平井 禎	
	上田 稔 枝	副会長
	秋田 健 一	
	勝部 雅 之	
安来市	石丸 秀 一	
	沼田 年 子	

事務局

教育総務課	岩田 理 嗣
	細田 浩
	仙田 友紀枝

安来市食育推進計画策定作業部会

いきいき健康課	原 香代子
	松浦 志 穂
子ども未来課	中村 一 博
	和田 美 和
教育総務課	細田 浩
	仙田 友紀枝